

令和6年度林野庁委託事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
合法性確認実施指導者養成、制度の周知

報告書

令和7年3月

林野庁

**令和6年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」
実施支援事業のうち合法性確認実施指導者養成、制度の周知
報告書 目次**

第1章 はじめに

1 事業目的	1
2 事業概要	1

第2章 合法性確認実施指導者養成について

1 業務の流れ	3
2 開催案内	5
3 開催準備	6
4 開催概要	6
5 開催所感	8
6 改善点	8
【説明会会場風景】	9

第3章 制度の周知（パンフレット等の作成）について

1 業務の流れ	10
2 パンフレットの概要	10
3 チラシの概要	11
4 リーフレットの概要	11
5 その他	12

巻末資料

1 指導者養成研修資料（林野庁第1部、第2部 御田室長第1部）	13
2 専門委員会における主な質疑等	13
3 改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 （令和7年4月1日施行）に係るQ&A	16
4 説明会開催案内先一覧	17
5 WEBによる開催案内	21
6 WEBによる申込フォーム	24
7 説明会の資料及び動画	26
8 パンフレット	27
9 チラシ	32
10 リーフレット	33

第1章 はじめに

1 事業目的

平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が施行され、国は同法第4条に基づき、業界団体等が登録木材関連事業者として必要な対整備等に取り組む木材関連事業者等に対する研修等を行っている。また、令和5年4月には、改正クリーンウッド法が成立し、令和7年4月からの円滑な施行に向け、改正法の周知が必要となっている。

このため、本事業は、合法性確認にあたる事業者等を指導・支援できる人材を養成するとともに改正法の制度の周知を図ることを目的とする。

2 事業概要

（1）指導者養成、説明会の開催

業界団体等において事業者の合法性確認を指導・支援し、関連する問い合わせに適切に対応できる人材を養成するとともに、業界団体のほか行政関係者等に対し改正法の制度の周知を図るための説明会等を開催した。内容としては、改正クリーンウッド法の政省令等の内容を踏まえた資料を使用し、人材養成については、現場で役立つ知識を習得できるものとした。説明会の構成は、2部構成とし、第1部では行政関係者及び業界団体担当者への説明会とし、改正クリーンウッド法の内容等を中心に周知を行った。また、第2部は主として業界団体の担当者向けに、よくある質問への回答や合法性の確認についての具体的な手法、事例の紹介を中心により実践的な内容とした。

- ① 対象者：行政（都道府県、市町村）の担当者及び業界団体等においては木材関連事業者等からクリーンウッド法や林野庁ガイドラインに基づく合法木材の担当者
- ② 時期等：令和6年10月から11月にかけて実施
- ③ 会場及び回数：全国4会場（北海道・東北地区、関東・中部・北陸地区ほか、関西・四国・中国地区、九州・沖縄地区）各1回2部制で開催することとし、林野庁担当者と協議のうえ決定した。なお、各回オンライン併用での開催とした。

(2) 指導者養成、説明会の運営

参加者等の人員規模を勘案しつつ会場を選定し、必要な機材（机、イス、PC、プロジェクター、スクリーン、マイク等）を準備し、会場の設営・準備及び終了後の撤去を行った。オンライン参加者向けに、インターネット接続用の準備も行った。

参加者の募集にあたっては、開催案内等を作成し、全国木材組合連合会が運営するウェブサイト「合法木材ナビ」に掲載するほか、関係団体に向けて電子メール及び協議会等の説明会等において告知を行い、参加の受付、参加者の取りまとめ、連絡等を行った。参加者の募集にあたっては、特に、素材生産業者や木材関連事業者全体に幅広く情報が届くように告知し、集客に努めた。

また、会場で配布する資料を印刷するとともに当日の説明資料をWEB上で配信した。説明会等の運営に当たっては、円滑な運営に努め、質疑の時間を多めに設ける等参加者に有意義な情報が得られるようにした。

さらに、外部講師については、4地域それぞれにおいて、地域の課題に向き合いクリーンウッド法に対応した取組を講じている事業者を講演者に選定、さらに、全会場を通じて改正クリーンウッド法の重要性について国内外の違法伐採対策等を紹介しながら講演いただける学識経験者を講師に選定した。選定にあたっては、林野庁担当者と協議を行い決定した。なお、講師への依頼・連絡調整、謝金・旅費等の支払いを行った。

(3) 制度の周知（パンフレット等の作成）

改正法の制度や内容、詳細な情報を記載した、事業者及び消費者向けのパンフレット等の作成を行った。作成するパンフレット等は3種類とし、その内容は下記のとおりとした。構成・内容については、林野庁担当者と協議を行いながら決定した。

(4) 専門委員会からの助言について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供（林野庁委託事業）により設置する専門委員会において、上記（1）で使用する資料等の内容について助言を得た。また、上記（3）のパンフレット等について、その構成案及び活用方法等の助言を得た。

(5) 報告書の作成

事業終了時に、事業実施内容を取りまとめた報告書を作成した。

(6) 再委託等

事業の実施にあたっては、一般社団法人全国林業改良普及協会に事業の一部（パンフレット等の作成、説明会等の開催案内チラシの作成等）を再委託して事業の効率的かつ効果的な実施を図った。

第2章 合法性確認実施指導者養成について

1 業務の流れ

(1) 事業実施スケジュール

作業内容	令和6年								令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 ワークショップ等及び説明会の開催		場所、開催日の決定	開催告知、			開催（この間で4回）					
		説明資料の検討、作成									
2 パンフレット等の作成		構成、内容の検討		原稿案の作成		専門委員会準備	専門委員会の結果		印刷	完成	
3 専門委員会からの助言について		第1回			第2回			第3回（書面）	第4回		
4 事業成果の報告									報告書の作成		

(2) 会場選定

全国を4地域に区分し、以下の各都市で開催した。

(ア) 令和6年10月10日（木）

北海道・東北地域：仙台市 「TKP ガーデンシティ仙台」

(イ) 令和6年10月21日（月）

九州・沖縄地域：熊本市 「ホテル熊本テルサ」

(ウ) 令和6年11月12日（火）

近畿・中国・四国地域：広島市 「広島ガーデンパレス」

(エ) 令和6年11月26日（火）

首都圏及び上記以外の地域：東京都 「木材会館」

(3) 講師

① 北海道・東北地域：仙台市

第1部 制度説明会 10:00～12:00

(1) 改正クリーンウッド法について

林野庁木材利用課 乗富係長

(2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法

森林総合研究所 御田成顕室長

(3) 木材の合法性確認について

ノースジャパン素材流通協同組合

吉田佳右経営企画課長

第2部 指導者養成講座 13:00～15:00

改正クリーンウッド法の実践について（指導者向け）

林野庁木材利用課 坂本課長補佐

② 九州・沖縄地域：熊本市

第1部 制度説明会 10:00～12:00

(1) 改正クリーンウッド法について

林野庁木材利用課 乗富係長

(2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法

森林総合研究所 御田成顕室長

(3) 「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する」宮崎県森林組合連合会の取り組み

宮崎県森林組合連合会

湯浅康博事業部長

第2部 指導者養成講座 13:00～15:00

改正クリーンウッド法の実践について（指導者向け）

林野庁木材利用課 坂本課長補佐

③ 近畿・中国・四国地域：広島市

第1部 制度説明会 10:00～12:00

(1) 改正クリーンウッド法について

林野庁木材利用課 大石専門職

(2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法

森林総合研究所 御田成顕室長

(3) 改正クリーンウッド法に係る取り組み状況～北広島工場の場合～

中国木材株式会社

弘中京一郎取締役副社長

第2部 指導者養成講座 13:00～15:00

改正クリーンウッド法の実践について（指導者向け）

林野庁木材利用課 早坂課長補佐

④ 首都圏及び上記以外の地域：東京都

第1部 制度説明会 10:00～12:00

（1）改正クリーンウッド法について

林野庁木材利用課 早坂課長補佐

（2）コンプライアンスと改正クリーンウッド法

森林総合研究所 御田成顕室長

（3）製紙原料の原材料調達における合法性確認について

日本製紙株式会社

太刀川寛原材料本部長付部長

第2部 指導者養成講座 13:00～15:00

改正クリーンウッド法の実践について（指導者向け）

林野庁木材利用課 坂本課長補佐

2 開催案内

案内ページ等（申請フォーム）の写し（巻末資料）

（1）案内（申請フォーム）掲載コンテンツ

- ① 林野庁クリーンウッド・ナビ・・・注目情報
- ② 合法木材ナビ（全木連）・・・Topics イベント情報
- ③ 全木連のホームページ・・・新着情報

（2）案内先（巻末資料で案内先一覧掲載）

開催案内の発信は、林野庁からは都道府県、市町村へ、全木連からはガイドライン認定団体等を通じて、また、全森連からは県森連等を通じて傘下の認定事業者へ周知がなされた。

3 開催準備

(1) 北海道・東北地域：仙台市

前日（10.9）午後に関係者が会場において WEB 中継機器の調整を行った。

(2) 九州・沖縄地域：熊本市

前日（10.20）午後に関係者が会場において WEB 中継機器の調整を行った。

(3) 近畿・中国・四国地域：広島市

前日（11.11）午後に関係者と WEB 中継機器について調整を行った。

(4) 首都圏及び上記以外の地域：東京都

当日（11.26）早朝、中継担当者と機器の調整を行った。

4 開催概要

開催地毎の応募者状況及び業種別内訳一覧表

(1) 応募者内訳表 凡例：W+Wは午前WEB参加、午後WEB参加（単位：名）

		WEB+WEB	WEB+なし	なし+WEB	会場+会場	会場+なし	WEB+会場	会場+WEB	
1	仙台市	130	41	1	12	5	—	—	189
2	熊本市	134	35	5	24	4	—	—	202
3	広島市	199	67	7	25	5	1	—	304
4	東京都	356	139	10	78	9	1	1	594
	合計	819	282	23	139	23	2	1	1,289

(2) 応募者の業種別内訳表

林野庁GL認定事業体の比率では素材生産業者が30%であることを踏まえると、素材生産業者の参加が少ないものと考えられるが、これはインターネットを活用することに不慣れである者が比較的多く、対面で参加できない場合の選択肢であるオンライン参加が敬遠されたことが影響しているのではないかと考えられた。

(単位：名)

	仙台市	熊本市	広島市	東京都	計
素材生産業者	11	11	35	38	95
原木市場	9	23	16	22	70
木材流通	41	22	32	82	177
製材業	15	11	16	30	72
加工業	18	11	28	53	110
納入業者	3	2	0	12	17
輸入事業者	8	8	13	76	105
建設業者・工務店	6	1	5	31	43
小売業者	2	8	10	15	35
都道府県	23	33	41	34	131
市町村	9	17	25	22	73
その他	23	28	42	73	166
記載なし	21	27	41	106	195
	189	202	304	594	1,289

5 開催所感

会場によっては、WEB 環境が安定していないところがあり、講演の途中で一部回線が途切れたりするトラブルが見られたが、大局的にみると円滑に開催できたところである。

今回は参加者をいかに多く募るかに主眼を置いていたため、効果についての検証までは行っていない。

今後は、関心が薄い関係者等への参画を促進したい。

6 改善点

今年は、円滑な説明会等の開催及び開催案内等についてメールの送信、会議等での案内、HP への掲載などにより周知を図り、参加者を最大限に募ることに尽力した。

また、Wifi 等の安定的な回線の確保については、有線 LAN 等のバックアップとしての接続体制の整備も必要である。

事業の評価を探ることと、理解不足者や未受講者等への一層の普及啓発を促進することが可能になると考えられるため、この事業が翌年度に継続されるのであれば、説明会参加申請時及び各団体等を通じてアンケート等を実施することが望ましい。

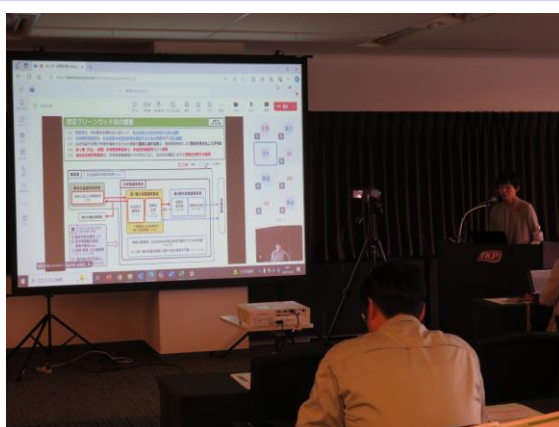
また、改正クリーンウッド法の義務対象者になり得る素材生産業者への周知を進めることが重要であり、そのための対策として、インターネットの活用の不慣れな事業者への対応として、できるだけ地方を含めた多くの会場での対面での説明会の開催のほか、オンライン開催する場合でも、平日は業務で参加できないという事業者への対応や家族の協力を得てオンライン説明会に参加したいという事業者向けに土日祝日の説明会の開催等について関連の団体等と連携しつつ、検討することが望ましい。

また、そのほかの団体等へ未加入の事業者等への周知については、地方公共団体等が把握している関連事業者に対して、地域単位での取り組みの検討が必要であると考ええる。

さらに、午前の部に時間を要するケースがみられたことから、時間的に余裕をもったカリキュラムの設定も必要である。

【説明会会場風景】

北海道・東北地区	九州・沖縄地区
令和6年10月10日（木）	令和6年10月21日（月）
仙台市	熊本市
TKP ガーデンシティ仙台	ホテル熊本テルサ



近畿・中国・四国地区	関東・中部・北陸地区
令和6年11月12日（火）	令和6年11月26日（火）
広島市	東京都江東区
広島ガーデンパレス	木材会館



第3章 制度の周知（パンフレット等の作成）について

1 業務の流れ

パンフレット等の作成にあたっては、再委託先として（一社）全国林業改良普及協会と委託契約を締結し、林野庁とも内容について協議を重ね構成案を作成した。また、それらを令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供（林野庁委託事業）により設置する専門委員会に諮り、そこでの検討結果を踏まえる等、以下の流れで作成した。

- (1) 構成案の作成（～9月）
- (2) 専門委員会での検討（9月27日）：構成、概要等について、検討委員の承諾を得た
- (3) 原稿案の作成（～12月）
- (4) 専門委員会での検討（12月：書面委員会）；内容、用語の使い方等について意見を伺った
- (5) 最終版の作成
- (6) 印刷用原稿の作成（～2月）
- (7) 印刷、完成（2月下旬）

2 パンフレットの概要

- (1) タイトル：これで完璧！クリーンウッド法～誰もが安心して使える木材の供給を目指して～
- (2) 対 象：木材関連事業者及び素材生産販売事業者
- (3) 仕 様：A4判 カラー印刷 16頁
- (4) 部 数：500部
- (5) 主な内容：
 - ① クリーンウッド法（改正法を含む）の概要
 - ② 対象となる事業者
 - ③ 素材生産販売事業者の役割
 - ④ 木材関連事業者の役割
 - ⑤ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者登録のすすめ
 - ⑥ クリーンウッドシステムについて
 - ⑦ クリーンウッド法に関する Q&A
 - ⑧ クリーンウッド・ナビ、問い合わせ窓口について
- (6) 作成にあたっての補足説明：

- ① Q&A は、改正クリーンウッド法制度説明会及び指導者養成講座等を含む今年度実施した説明会、問い合わせ等の Q&A がまとまった後で、選定を行った。
- ② 令和 6 年度に検討が進められていたクリーンウッド法登録木材関連事業者マークの掲載を予定していたが、パンフレットの作成までに決まらなかったため登録木材関連事業者の説明に差し替えた。

3 チラシの概要

- (1) タイトル：STOP 違法伐採をなくそう！「クリーンウッド法」
- (2) 対 象：消費者
- (3) 仕 様：A4 判 カラー印刷 2 頁（表裏）
- (4) 部 数：300 部
- (5) 主な内容：
 - ① あなたの暮らしに関わる「クリーンウッド法」！
 - ② 違法伐採は世界的な問題
 - ③ 私たちにできることは
 - ④ クリーンウッド・ナビの紹介
 - ⑤ 信頼できる事業者を探すなら

4 リーフレットの概要

- (1) タイトル：合法的に伐採された木材を使おう！～クリーンウッド法で、世界と日本の森林を守る第一歩を～
- (2) 対 象：消費者及びその他
- (3) 仕 様：変形判（105 mm×228mm）カラー印刷 8 頁巻 4 つ折り
- (4) 部 数：400 部
- (5) 主な内容：
 - ① 私たちの暮らしは、世界の森林とつながっています
 - ② 木材だけじゃない！森林の恵み
 - ③ 知っていますか？森林で起きていること
 - ④ 私たち消費者にできることは？
 - ⑤ 日本はどんな取組をしているの？
 - ⑥ クリーンウッド法はどんな仕組み？
 - ⑦ クリーンウッド法についてもっと知りたい！

5 その他

イベント等に掲示しより効果的な周知を行うために、パンフレット及びチラシのデータでポスター（A 1）4 5 部、タペストリー（A 0）2 張を作成した。

巻末資料

1 指導者養成研修資料

第1部 (1) 改正クリーンウッド法について（林野庁担当者）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-34.pdf>

第1部 (2) コンプライアンスと改正クリーンウッド法（御田室長）

https://www.zenmoku.jp/form/_files/cleanwood2024/shiryo2.pdf

第2部 指導者養成講座（林野庁担当者）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-35.pdf>

2 専門委員会における主な質疑等（関連部分を抜粋）

【第1回】

令和6年6月10日（月）

議題：

- ① 来年の施行に向けた林野庁からの取組共有と専門委員会の位置づけ
- ② 生産国における情報調査への助言
- ③ 合法性確認（DD）手引き改訂

（森田委員）秋には全国各地で説明会を開催するとの説明があった。今回の法改正では、第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化などの改正点があるが、木材関連事業者に小売事業者が追加されるなど対象が広がったことも大きな変化。現行法の説明会では建築とか家具など、他省庁所管の業界の対応があまり活発でなかったと認識しているが、今回はそれぞれの省庁で責任をもって対応するということになっているのか。

(林野庁) 従来の対応の反省もあり、建築等所管の国土交通省、家具等所管の経済産業省、それと私ども林野庁の三省庁で連携して対応していく体制を整備してきているところ。

【第2回】

令和6年9月27日(金)

議題：

- ① 改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座の資料作成
- ② 改正クリーンウッド法施行に伴うパンフレット等の作成
- ③ 国産原木の合法性確認(DD)手引き改訂版

(山ノ下委員) 了解した。説明会等におけるCW法の周知はどの程度進んでいるのか。周知できていないのはどのような団体・事業者なのか。

(林野庁) 登録木材関連事業者向けや都道府県職員向けの説明会はこれまで開催してきており、今回資料を確認いただいた制度説明会及び指導者養成講座の案内もCW法の登録機関を通じたルート、都道府県を通じたルートで情報発信を行うとともに、クリーンウッド・ナビ等により情報発信している。制度説明会及び指導者養成講座は現在参加者募集中でありどの程度の参加者になるのかは不明である。

(山ノ下委員) 想定されるルートの外にいる事業者への情報発信が重要であり、引き続きの努力に期待している。また、資料の内容として輸入材を扱っている事業者にも有効なものになっているのかどうか、認識を伺いたい。

(岡田委員) そもそも輸入材は相手方が海外の事業者であり、原材料情報の提供が義務ではないことから、原材料情報を入手する難易度は事業者間相互の親密度等に左右され、国産材ほどの情報入手は難しい。したがって、状況証拠等を積み上げていく作業により、総合判断せざるを得ないというのが実情であるが、CW法に基づく合法性の確認手引きやそれに含まれるチェックリストが公表されており、輸入材についても従来よりは合法性の確認に対応しやすくなっているという認識である。

(山ノ下委員) 海外の政府への働きかけも重要だが、これまでそうした働きかけを行っているのか伺いたい。

(林野庁) 先般もAPEC会合にオンラインで参加し、説明を行ったところ。今後とも、対応に努めていく考え。

(池田委員) 説明会等の参集範囲について考え方を確認したい。

(林野庁) できるだけ周知徹底を図りたいと考えている。

(森田委員) 国交省や経産省での周知等の対応はどうなっているのか。周知等の全体像を整理する必要があるのではないかな。

(林野庁) 共管3省による連絡調整会議において、それぞれの省庁の責任で対応する旨整理したところ。全体像については、不明である。

(森田委員) 以前地域協議会として建築側も入れた会議を開催していたがどうなっているのか。

(林野庁) 地域協議会を続けているところに対しては、林野庁補助事業により、研修会やセミナー、一般市民を対象にしたフェア等での普及活動を支援しているところ。

(森田委員) 消費者に近い下流の事業者や消費者への普及が課題であり一層の取組を期待したい。

(山ノ下委員) 繰り返しになるが、制度の効果を得ようとすれば消費者やそこに近い事業者のモチベーションを上げて、いかに熱心に対応してもらえるかが大事である。

【第4回】

令和7年1月27日(月)

議題：

- ① 生産国における情報調査の概要報告
- ② 改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座の実施概要報告
- ③ 今年度の専門委員会の議論及び来年度の議題案について

(立花座長) 研修会の参加者からの反響や質問はどのようなものがあったか。また、どのような企業が参加していたのか。

(全木連) 多くの参加者は午後まで参加され、積極的に質問いただいた。質問については、第1種木材関連事業の範囲や義務の数値基準等の基本的なところが多かったように思う。また、質問については、それらを整理して、改正法のQ&Aとして林野庁で整理され、クリーンウッド・ナビに公開されたところ。また、参加していた企業については、研修会の周知をインターネットのほか、林野庁の合法木材GLに基づく認定団体や都道府県のルートでも周知を行った結果、生産・加工・流通の木材関連企業、木材輸入商社、木材団体の関係者、森林組合系統の担当者のほか、都道府県や市町村の担当者の方にも参加いただいた。

(山ノ下委員) 法制度の周知や対象者の理解促進は、法施行のための重要なステップと認識している。海外での違法伐採対策導入において、関係者への周知が難しかったという報告がある。今回の制度説明会は参加者の数として十分だったのか、また、第1種木材関連事業者や第2種木材関連事業者などの改正法上の属性など、改正法の周知の達成度に関して何らかの評価ができるようにされていればよかったと思う。また、違法伐採リスクからすると輸入木材を注視する必要があると考えるが、木材の輸入業者の方にとって研修会の説明内容は十分だったのか。

(全木連) 研修会については、募集の際に企業名は収集しているものの属性は収集していない。なお、研修会とは別に、全木連では補助事業を活用して、全市連等の中央団体や、各都道府県木連などに対して研修の対応をしており、それぞれ要請に基づき研修会等に出向いて説明を行っている。また、事業協同組合の事務局の方に参加していただき組合の会員企業に指導していただくような事例も多くあり、研修会や補助事業を契機に、周知の成果は徐々に高まってきているように感じている。

(林野庁) 研修会を対象者が輸入事業者だけではないことから、輸入事業者に特化した説明内容とはしていない。その一方で、輸入関係を含む業界団体が主催する説明会に講師として林野庁職員が参加するなど研修会以外でも周知を進めてきているところ。その際は主催団体に応じた内容としている。また、改正法の周知については、相談窓口を通して受け付けている質問数が研修会の終了後に急増しており、研修会による一定の効果があつたと認識している。

(森田委員) 今後は属性別の参加人数を把握した方が良いと思う。また、各会場での質疑応答の内容を報告書に盛り込んだ方がよい。特に、恐らく素材生産販売事業者への周知が今後の課題だと思われるので、どのくらい聞いてもらっているのか、認識しておいた方が良いと思う。

(立花座長) 各委員から指摘があつたが、来年度以降研修を行う際は参加者の属性を収集し、周知先や周知の効果を把握できるようにした方がよい。また、林野庁が相談窓口を通して随時質問対応を行っているとのことだったので、その際に質問者の属性を把握することも重要ではないか。

3 改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（令和7年4月1日施行）に係るQ&A

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-38.pdf>

4 説明会開催案内先一覧

(1) 認定中央団体等 55

団体(25)名、認定事業者数（2024/10末現在）	
日本合板商業組合	575
日本合板工業組合連合会	42
(一社)日本特殊加工化粧板協議会	12
(一社)全国木材組合連合会	7
全国銘木連合会	14
日本木材輸入協会	47
(一社)木材表示推進協議会	87
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	97
全国森林組合連合会	47
日本集成材工業協同組合	60
(一社)全日本木材市場連盟	207
全国素材生産業協同組合連合会	24
(一社)日本林業経営者協会	9
(一社)全国木材市売買方組合連盟	213
(一社)全国木造住宅機械プレカット協会	22
日本ツーバイフォーランバーJAS協議会	20
(一社)全国LVL協会	8
日本複合・防音床材工業会	16
(一社)日本フローリング工業会	27
(一社)日本オフィス家具協会	62
(一社)日本家具産業振興会	119
(一社)日本家具保証協会	10
全国国有林造林生産業連絡協議会	5
全国木材チップ工業連合会	0
(一社)ウッドマイルズフォーラム	0

団体(18)名、認定事業者数（2024/10末現在）	
札幌地方素材生産事業協同組合	9
帯広地方素材生産事業協同組合	15
青森県森林整備事業協同組合	52
岩手県国有林造林生産請負事業協議会	13
ノースジャパン素材流通協同組合	137
宮城県森林整備事業協同組合	21
秋田県素材生産流通協同組合	130
山形県森林ノ整備事業協同組合	76
群馬県素材生産流通協同組合	48
前橋国有林森林整備協会	12
NPO紀伊半島の美しい森林づくり協議会	19
高知県素材生産業協同組合連合会	44
大分県造林素材生産事業協同組合	18
宮崎県造林素材生産事業協同組合	314
鹿児島県素材生産事業連絡協議会	135
岩手県チップ協同組合	8
宮城県木材チップ工業会	36
秋田県木材チップ工業会	14

団体(12)名、認定事業者数（2024/10末現在）		
総合木材協同組合	7	
(一社)平林会	32	
平林会木材協同組合	4	
大阪化粧合板同友会	2	
大阪銘木協同組合	10	
甲南木材協同組合	17	
神戸木材業協同組合	62	
宍粟木材業協同組合	29	
但馬木材業協同組合	8	
姫路木材協同組合	26	
篠山木材協同組合	5	
丹波市木材林産協同組合	11	

(2) 都道府県木連等 47

団体(47)名、認定事業者数 (2024/10末現在)	
北海道木材産業協同組合連合会	572
青森県木材協同組合	154
岩手県木材産業協同組合	71
宮城県木材協同組合	93
秋田県木材産業協同組合連合会	38
山形県木材産業協同組合	121
福島県木材協同組合連合会	259
茨城県木材協同組合連合会	289
栃木県木材業協同組合連合会	191
(一社)群馬県木材組合連合会	149
(一社)埼玉県木材協会	178
ちばの木 認証センター 事務局:一般社団法人千葉県木材振興協会	221
神奈川県木材業協同組合連合会	97
山梨県産材認証センター 事務局:一般社団法人山梨県木材協会	76
(一社)東京都木材団体連合会	174
新潟県木材組合連合会	118
富山県木材組合連合会	66
(公社)石川県木材産業振興協会	123
福井県木材組合連合会	110
長野県木材協同組合連合会	270
岐阜県木材協同組合連合会	96
静岡県木材協同組合連合会	243
(一社)愛知県木材組合連合会	140
三重県木材組合連合会	192
滋賀県木材協会	61
(一社)京都府木材組合連合会	107
(一社)大阪府木材連合会	66
兵庫県木材業協同組合連合会	65
奈良県木材協同組合連合会	180
和歌山県木材協同組合連合会	22

(一社)鳥取県木材協会	23
(一社)島根県木材協会	119
(一社)岡山県木材組合連合会	376
(一社)広島県木材組合連合会	187
(一社)山口県木材協会	64
徳島県木材認証機構 事務局:徳島県木材協同組合連合会	159
(一社)香川県木材協会	58
(一社)愛媛県木材協会	107
(一社)高知県木材協会	134
(一社)福岡県木材組合連合会	202
(一社)佐賀県木材協会	84
(一社)長崎県木材組合連合会	95
(一社)熊本県木材協会連合会	200
大分県木材協同組合連合会	231
宮崎県木材協同組合連合会	136
(一社)鹿児島県林材協会連合会	256
(一社)沖縄県木材協会	36

(3) 登録実施機関 6

団体(6)名、登録事業者数 (2024/10 末現在)

(公財)日本合板検査会	308
(公財)日本住宅・木材技術センター	162
(一財)日本ガス機器検査協会	66
(一社)日本森林技術協会	116
(一財)建材試験センター	0
(一社)北海道林産物検査会	26

5 WEBによる開催案内

林野庁



改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座開催のご案内

来年4月に、川上・水際木材関連事業者による合法性の確認等の義務付けなどを盛り込んだクリーンウッド法[※]の改正法が施行されます。関係事業者の皆様が制度に則り適切なご対応をいただけるよう、林野庁主催で「改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座」を開催いたします。

改正クリーンウッド法の詳細を実践的に学べるプログラムをご用意いたしましたので、ご多忙中とは存じますが、多数のご参加をお願い申し上げます。

対面とオンライン併用での開催となります。参加を希望される場合は、お手数ですが各回の締切期日までに下記申込み先へアクセスし、お申込みいただきますようお願いいたします。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

記

1 開催地

全国4地域（仙台市、熊本市、広島市、東京都）

※4会場毎の地域に応じたご参加を想定しておりますが、所在地にかかわらずどの回でも参加いただけます。

ご都合のよろしい回にお申し込みください。

2 プログラム（第1部と第2部では参加対象者に違いがありますのでご留意願います。）

第1部 制度説明会 10:00～12:00

- | | | |
|--------------------------------|------------|--------|
| （1）改正クリーンウッド法について | 林野庁木材利用課 | |
| （2）改正クリーンウッド法との連携（業界団体認定等）について | | 学識経験者等 |
| （3）登録木材関連事業者等の事例 | 登録木材関連事業者等 | |

第2部 指導者養成講座 13:00～15:00

改正クリーンウッド法の実践について（指導者向け） 林野庁木材利用課等

3 お申込み方法

申込フォームの参加希望回答欄に記入し送信してください。申込み締切日は、各回により異なりますのでご留意願います。

なお、参加希望されるお一人様毎に、参加フォームでお申し込みください。

※会場参加希望者が会場の収容人員を超えた場合、締切期日の繰り上げ若しくは、

会場参加でのお申し込みでもオンラインでのご参加をお願いする場合がございますので、予めご承知おき下さい。（会場参加は先着順）

※第1部と第2部を別の開催日で申込みいただくことも可能です。

4 参加費

無料

5 お問い合わせ先

一般社団法人全国木材組合連合会（担当：下堂、加藤、中村）

TEL：03-6261-9137 アドレス：cw@zenmoku.jp

住所：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階

プログラムと対象者

第1部 制度説明会 10:00-12:00

クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラムです。

主な対象者：自治体の林業担当者、業界団体の担当者、関係制度の認定団体、
関係事業者 など

第2部 指導者養成講座 13:00-15:00

Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラムです。

主な対象者：業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方、
制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など

※ 原則として、「第2部 指導者養成講座」を受講される方は「第1部 制度説明会」も合わせてご参加ください。

当日資料 ※当日に画面投影される資料とは一部異なる場合があります。

- ・ [第1部 \(1\) 改正クリーンウッド法について](#)
- ・ [第1部 \(2\) コンプライアンスと改正クリーンウッド法](#)
- ・ [第2部 指導者養成講座](#)

開催スケジュール

※ 4会場毎の地域に応じたご参加を想定しておりますが、所在地にかかわらずどの回でも参加可能です。
すべての会場においてオンライン参加が可能です。

第1回 仙台会場（北海道・東北地域）

日時	令和6年10月10日（木曜日）10：00～15：00
会場	TKPガーデンシティ仙台 ホール21A（会場収容人数 約50人） アクセス TKPガーデンシティ仙台 TKP貸会議室ネット (kashikaigishitsu.net) 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER 21階（仙台駅西口徒歩2分）
申込締切期日	10月3日（木）17：00
開催は終了いたしました。 ご参加ありがとうございました。	

第2回 熊本会場（九州・沖縄地域）

日時	令和6年10月21日（月曜日）10：00～15：00
----	----------------------------

会 場	ホテル熊本テルサ（会場収容人数 約50人） アクセス 【公式】ホテル熊本テルサ (kumamoto-terrsa.com) 熊本市中央区水前寺公園28-51（熊本県庁から徒歩5分）
申込締切期日	10月15日（火）17：00
開催は終了いたしました。 ご参加ありがとうございました。	

第3回 広島会場（近畿・中国・四国地域）

日 時	令和6年11月12日（火曜日）10：00～15：00
会 場	広島ガーデンパレス（会場収容人数 約50人） 交通・観光 ホテル広島ガーデンパレス JR広島駅から徒歩約5分 (hotelgp-hiroshima.com) 広島市東区光町1-15-21（JR広島駅北口から徒歩5分）
申込締切期日	11月5日（火）17：00
開催は終了いたしました。 ご参加ありがとうございました。	

第4回 東京会場（首都圏及び上記以外の地域）

日 時	令和6年11月26日（火曜日）10：00～15：00
会 場	木材会館（会場収容人数 約100人） 木材会館 東京木材問屋協同組合 (mokusai-tonya.jp) 東京都江東区新木場1-18-8（JR新木場駅から徒歩6分）
申込締切期日	11月19日（火）17：00
開催は終了いたしました。 ご参加ありがとうございました。	

お問い合わせはこちら

ご不明の点等につきましては下記までお問い合わせ下さい。

一般社団法人全国木材組合連合会（担当：下堂、加藤、中村）

☎ 03-6261-9137 ✉ cw@zenmoku.jp

住所：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 6 階

6 WEBによる申込フォーム

林野庁
一般社団法人全国木材組合連合会
Japan Federation Wood-Industry Associations

改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座へのお申し込み

★ 参加申込 令和6年11月26日（火）【東京都：上記以外の地域】

以下の事項について、ご回答ください。
必要事項に記入し、[確認] ボタンをクリックしてください。

1. 内容のご入力

2. 内容のご確認

3. 内容の送信完了

参加会場

必須

● 令和6年11月26日（火）【東京都：上記以外の地域】

参加者の団体・企業等名

必須

参加者の氏名

必須

参加者の氏名フリガナ

必須

参加者のメールアドレス

必須

参加者の所属部署、役職

任意

参加者の業種

任意

☐ 素材生産業者
☐ 原木市場
☐ 木材流通
☐ 製材業
☐ 加工業
☐ 納入業者
☐ 輸入事業者
☐ 建設業者・工務店
☐ 小売業者
☐ 都道府県
☐ 市町村
☐ その他

※第1部と第2部で別の開催日で申込みいただくことも可能です。

第1部 制度説明会への参加:10:00～12:00

クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラムです。
【主な対象者】：自治体の担当者、業界団体の担当者、関係制度の認定団体、関係事業者など
注：なお、会場参加の希望者が会場の収容制限数を超えた場合には、WEB参加へ変更を願いますので予めご了承ください。（会場参加は先着順）

第1部への参加 《会場又はWEB》

必須

☒ WEB参加
☐ 会場参加
☐ 参加しない

✓ 第2部 指導者養成講座への参加:13:00~15:00

Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラムです。

【主な対象者】：業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方、制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方など

※原則として、「第2部指導者養成講座」を受講される方は「第1部制度説明会」と合わせてご参加ください。

注：なお、会場参加の希望者が会場の収容制限数を超えた場合には、WEB参加へ変更をお願いする場合がございますので予めご了承ください。（会場参加は先着順）

第2部への参加 《会場又はWEB》

必須

☒ WEB参加

☐ 会場参加

☐ 参加しない

第2部への参加 《事前の質問等》

任意

※第2部参加者が改正クリーンウッド法について、質問、意見があれば記載

確認

お問い合わせはこちら

ご不明の点等につきましては下記までお問い合わせ下さい。

一般社団法人全国木材組合連合会（担当：下堂、加藤、中村）

☎ 03-6261-9137 ✉ cw@zenmoku.jp

住所：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 6階

copyright©Japan Federation of Wood Industry Associations

7 説明会の資料及び動画

林野庁木材利用課による説明・解説動画及び説明資料がアーカイブとして林野庁ホームページ上の「クリーンウッド・ナビ」に掲載され、全木連 HP 及び合法木材ナビにもリンクを掲載した。また、このことと併せて、説明会等の質疑を踏まえ再整理した改正 CW 法の Q&A や最新の運用説明資料（R6. 12 月版）がクリーンウッド・ナビに掲載されたことについて、合法木材等の林野庁 GL に基づく認定団体、CW 法に基づく登録実施機関に対し、情報発信を行った。

令和6年度開催

開催日：令和6年10月10日（仙台市）、10月21日（熊本市）、11月12日（広島市）、11月26日（東京都）（いずれもオンライン併用）

	概要	資料	アーカイブ動画 (YouTube)
第1部説明会 （主な対象者） 自治体の林業担当者 業界団体の担当者 関係制度の認定団体 関係事業者 など	クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラム	第1部説明会 (PDF: 2,347KB) 	https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfnFSKcPzYlkxBB6U0RsPtEx 
第2部指導者養成講座 （主な対象者） 業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方 制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など	Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラム	第2部指導者養成講座(PDF: 3,224KB) 	

8 パンフレット（16 頁）

「これで完璧！クリーンウッド法
誰もが安心して使える木材の供給を目指して」

表紙



p.1-

p.2



対象となる事業者

最終的なケースについては別ページへ

木材生産販売事業者

木材生産販売事業者は、木材の生産及び流通について主体的に決定する(1)(2)の事業者です。

- (1) 所有する原木について、譲渡し先等自ら決定する原木の所有者
 - ・自ら伐採及び販売(販売の委託を含む)を行う伐採業者
 - ・伐採のみ委託し、販売(販売の委託を含む)は自ら行う原木の所有者
- (2) 原木の所有者から、当該原木の譲渡し先等の決定を要せられた事業者
 - ・伐採委託業者(譲渡の委託を含む)の両方を受託した木材生産販売事業者等

伐採のみを行う事業者は伐採木の売却等の取扱いについては木材生産販売事業者には該当しません。

木材関連事業者

木材関連事業者とは、木材等の加工・製造・搬送等を行う事業者です。以下の2つに区分されます。

第1種木材関連事業者

木材生産販売事業者や国外の輸出事業者から木材等を譲渡される際、国内市場に最初に木材等を流通させる事業者

- ・譲渡を受ける事業者
 - 伐採業者
 - 原木の所有者
 - 原木を輸入して製造する事業者
 - 伐採委託業者(譲渡の委託を含む)の両方を受託する事業者
- ・譲渡を行う事業者
 - 輸出業者
 - 海外から輸入する事業者
 - 海外に輸出を行う加工業者

第2種木材関連事業者

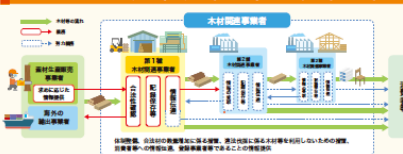
第1種木材関連事業者以外の事業者を行う木材関連事業者

- ・加工業者(加工、輸入業者などから木材等を輸入する)
- ・加工業者
- ・加工業者
- ・加工業者

ポイント

- 所有権の移転を伴わない販売委託、木材関連事業者には該当します。
- 譲渡・譲渡業者、P/F / F/P 認定事業者、加工の委託関係の譲渡は行いませんが、例外として木材関連事業者には該当します。
- 加工や製造のみを行う事業者、譲渡し先等の決定権をもちいたため、木材関連事業者には該当しません。
- 木材等を自家消費する場合、木材の譲渡は行わないため、基本的に木材関連事業者には該当しません。

クリーンウッド法における木材関連事業者・木材生産販売事業者の役割



p.3-

p.4

対象となる事業者の具体的な該当ケース									
対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者です。※ 譲渡の譲渡しも該当します。									
第1種木材関連事業者 第2種木材関連事業者 第3種木材関連事業者 その他の事業者									
第1種木材関連事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
第2種木材関連事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
第3種木材関連事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者
	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者	第3種木材関連事業者	第4種木材関連事業者	第5種木材関連事業者	第6種木材関連事業者	第7種木材関連事業者	第8種木材関連事業者	第9種木材関連事業者

素材生産販売事業者の役割

情報提供（供給）の内容

素材生産販売事業者は、第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。

原材料情報とは、樹種、伐採地域、証明書、の3つです

樹種

取引において使用されている名称

- 国産材の樹種
- 外国産材の樹種と記載されている樹種 など
- 輸入材の樹種
- パイン材、ユーカリ など

伐採地域

国産材の樹種

- 国産材の樹種
- 国産材の樹種
- 国産材の樹種

証明書

国産材の樹種

- 国産材の樹種
- 国産材の樹種
- 国産材の樹種

第1種木材関連事業者から情報提供を求められる

第1種木材関連事業者は、第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。

情報提供のポイント

- 第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。
- 第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。
- 第1種木材関連事業者からの求めに応じ、原材料情報を提供することが義務付けられています。

p.5-

p.6

木材関連事業者の役割 第1種

第1種木材関連事業者の業務 ～合法性の確認等～

1 原材料情報の収集・整理

第1種木材関連事業者は原材料情報を収集する業務があります。
収集すべき情報（原材料情報）については、p.4を参照してください。

2 合法性の確認

原材料情報に加えて、関連情報も揃えることで合法性確認の信頼性を高め、リスクに立ちたい合法性確認を行います。

原材料情報が収集できない場合や
収集できても信頼性にかける場合…

**関連情報を収集し、合法性の信頼性を
高めることが重要です！**

※ 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内産の木材等に関する法令等の情報
※ 取引相手の事業所（森林組合、林野庁ガイドライン等）
※ 伐採地の違法伐採状況に関する報道 ※ 納品者と商品との適合結果 など

合法性の確認を行う単位

任意（必ずしも何回の課税単位で行う必要はありません）

確認の範囲

速くとも木材等も次の者に譲渡するまで

合法性の確認にはデュー・デジリジェンス（DD）の実施が重要です！

DDとは自らの事業等が原因となって生じる負の影響（リスク）を特定し、それを防止・軽減し、
そのように対処したかについて説明責任を果たすことです。

違法伐採対策におけるDD

違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小にするため、違法伐採リスクの軽減（合法性の確認）及び違法伐採リスクの低い木材の利用等を実施します。

DDの実施例

取引リスクの軽減や
説明責任の確保・向上
に寄与します！

3 記録の作成・保存

記録する内容

- ・収集等した原材料情報 ・合法性確認木材等であるか否かの結果
- ・合法性確認の理由（上記結果の結果）

保存期間

- ・作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

作成記録

- ・速くとも木材等も次の者に譲渡するまで

4 情報の伝達

伝達する情報

- ・原材料情報の記録に関する情報
- ・（例）「全ての原材料情報を収集」など
- ・合法性確認木材等であるか否かの情報

伝達方法

※ 口頭は不可

- ・書面 ・電子メール ・FAX ・クラウド共有
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- ・包紙、納品書等に印字 等

5 定期報告（一定規模の基準に該当する場合のみ）

一定規模以上の木材等を取り扱う第1種木材関連事業者は、毎年1回、定期報告を行う義務があります。

定期報告の対象となる基準

区分	区分1	区分2	区分3
第1種木材関連事業者として 譲受けした木材等の数量	5万立方メートル以上	3万立方メートル以上	1万立方メートル以上

報告対象

- ・第1種木材関連事業者として譲受けした木材等についてのみ報告
- ・上記区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

報告内容

①譲受け等した木材等の数量（譲渡先別）報告
②①のうち合法性が確認された木材等の数量

その他

対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）
報告方法：メール、書面、クリーンウッドシステム
報告時期：毎年5月末日
報告先：①木材（国産、輸入を問わず）のみ扱った場合 農林水産大臣
②輸入の原木、薪等のみ扱った場合 経済産業大臣
③①②両方とも扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣

p.7-

p.8

木材関連事業者の役割 第2種

第2種木材関連事業者の業務 ～情報の受取等～

1 情報の受取

第1種もしくは第2種木材関連事業者から情報を受け取ります。
受け取る情報は以下のとおりです。

第1種木材関連事業者からの受取

- ・原材料情報の記録に関する情報
- ・（例）「全ての原材料情報を収集」など
- ・合法性確認木材等であるか否かの情報

第2種木材関連事業者からの受取

- ・合法性確認木材等であるか否かの情報
- ・（例）「全ての原材料情報を収集」など
- ・合法性確認木材等であるか否かの情報

2 情報の保存

保存する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不可）

保存期間

作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

作成記録

速くとも木材等も次の者に譲渡するまで

3 情報の伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は伝達不可）

伝達方法

※ 口頭は不可

- ・書面 ・電子メール ・FAX ・クラウド共有
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- ・包紙、納品書等に印字 等

第1種、第2種木材関連事業者の業務 ～合法性確認木材等の利用確保のための措置～

違法伐採リスクを軽減するためには、木材等の合法性確認等を行うだけでなく木材の流通・利用に係る様々な課題について日々改善していくことが重要です。
以下の措置を継続的に実施していくことで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていきます。

1 体制の整備

- ・責任者の設置
- ・取組方針の作成

2 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

- ・譲受け等の取引相手の選定にあたっては、両が提供する情報や取引関係等を踏まえる

3 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- ・合法性確認木材等でない木材等も譲受けした場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する 等

4 消費者等への情報伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果

伝達方法

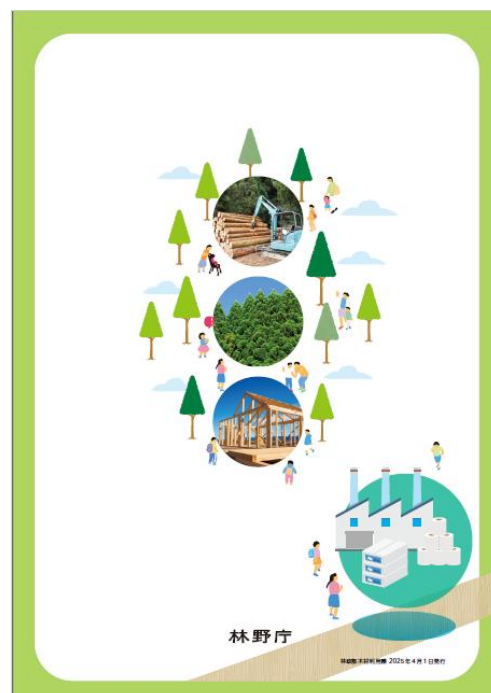
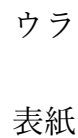
※ 口頭は不可

- ・事業者への伝達方法に加え、店舗の掲示板にURLや二次元バーコードを示し、当該ウェブサイトへ合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5 その他の措置

- ・合法性確認木材等の流通及び利用の促進に関する啓発、国産若しくは国産品と表示している場合、木材等を譲渡する際に国産木材関連事業者である旨を譲渡先の相手方に通知する

p.14



9 チラシ（2 頁）

「違法伐採をなくそう！！ クリーンウッド法」

表面

STOP 違法伐採をなくそう！！

「クリーンウッド法」

違法な森林伐採や違法に伐採された木材等の流通をなくするため、クリーンウッド法により木材を取り扱う事業者が**合法性を確認した木材や木材製品を私たちに届けます。**

※「合法性確認」とは、森林法第10条第1項第3号に規定する「合法性」の確認（「クリーンウッド法」）

あなたの暮らしに関わる「クリーンウッド法」！！

- 住宅や家具、紙など私たちの生活に欠かせない多くのものが、木材から作られています。木材は、森林が育む自然の恵みです。
- クリーンウッド法では、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性を確認した木材のみが流通する社会を目指します。
- この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図ります。

違法伐採は世界的な問題

違法伐採には、地球環境の悪化をはじめとする様々な問題があります。

森林または自然性の喪失の進行

気候変動の加速

生物多様性の減少

土壌劣化の加速

水質汚濁の加速

炭素の減少

気候変動の加速

生物多様性の減少

土壌劣化の加速

水質汚濁の加速

私たちにできることは？

違法伐採をなくするための身近な一歩として、**合法性が確認されたものを選びよう！**

クリーンウッド法により、木材を取り扱う事業者が、合法性の確認や情報の提供を行い、合法性を確認した木材を私たちに届けます。

対象となるもの

クリーンウッド法の対象は、丸太や製材品、それらを加工した建材や家具、紙製品、さらにはパレットやバーベキューコンロ等、どれも私たちの暮らしに欠かせないものばかりです。

SDGsへの貢献

近年は「SDGs（エスディーズ）」つまり、持続可能な社会を築くための対応が求められています。これらは環境に配慮した木材を採っていかう」というのが、重要な流れです。合法性確認木材等の利用は、木材等の流通における取組の強化を進めることにより、環境保全やSDGsの達成のツールにもつながります。

SDGsとは

国連が2015年に採択した持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の一つです。2030年までに達成を目指す目標です。

裏面

「クリーンウッド法」について

もっと知りたい方は

クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

詳しくは <https://www.rinya.maff.go.jp/rf/you/goho/index.html>

「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法性確認木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された経緯や法の趣意解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。

関係資料

法律や政令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかわる情報を集約・整理して掲載しています。

合法性確認の手引き等

合法性確認の手引きやフローチャートやチェックリストを掲載しています。

追加情報

クリーンウッド法に関連する法やや合法性確認に活用可能な情報、37の国・地域について掲載しています。（2024年8月時点）

登録木材関連事業者一覧

合法性が確認された木材の利用に取り組み、登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。事業者の募集、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

依頼できる事業者を探すなら

登録木材関連事業者

クリーンウッド法に基づき、取り扱う木材等について合法性確認木材等の利用を確保するための制度を適切かつ確実に実施する木材関連事業者として登録を受けています。

依頼でも登録木材関連事業者は木材や木材製品を入手し、購入しよう

林野庁

林業振興課 2025年4月1日現在

10 リーフレット（巻折8頁）

「合法的に伐採された木材を使おう！

クリーンウッド法で、世界と日本の森林を守る第一歩を」

表紙		
1-2	 私たちの暮らしは、世界の森林とつながっています 住宅や家具、紙など私たちの生活に欠かせない多くのものが、木材から作られています。木材は森林が育む自然の恵みです。 日本は国土の約3分の2を森林が占める世界有数の森林国ですが、その木材自給率は約4割（2023年）。欧米や東南アジアなど、海外から多くの木材・木材製品を輸入しています。このように、私たちの生活は世界と国内の森林に支えられているのです。	 木材だけじゃない！森林の恵み 森林には様々な役割があり、健全な森林が将来にわたって維持されることが大切です。 豊かな森林は木材等の生産のほか、水源を蓄え、土砂災害を防止し、生物多様性を保全するほか、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）を吸収するなど様々な役割を果たしています。森林が様々な役割を果たし続けるためには、持続可能な森林経営で健全な森林を育てるため「伐って、使って、植えて、育てる」、一連のサイクルが必要です。

3-4	知っていますか？ 森林で起きていること 近年、違法伐採が引き起こす さまざまな悪影響が、 世界的な問題となっています。 違法伐採とは、その国の法令に違反した伐採のことです。 違法伐採の例 ① 森林の保護地域など伐ってはいけないエリアでの伐採 ② 必要な許可を受けていない伐採 ③ 許可された量、面積、区域等を守らない伐採 ④ 先住民等の権利を無視した伐採 等 違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあります。 	私たち消費者に できることは？ 合法的に伐採された木材を使う、 という選択があります。 大切な森林を守るため、多くの国が伐採に関するルールを設けています。そのルールを守って合法的に伐採された木材を使うことが、世界と日本の森を守る大切な一歩になります。 私たちが住宅や家具などの木材製品を購入するとき、合法的に伐採された木材を原料にしているかどうかを気にかけてみることから始めてみませんか？ また、近年は「SDGs (エスディージーズ)」つまり、持続可能な社会を作るための対応が求められています。合法に伐採された木材を使うことは、持続可能な社会をつくるための大切な一歩です。 ※SDGsとは 持続可能な未来をよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成期限とし、17のゴールから構成されています。クリーンウッド法は4つのゴール（下のマーク）に貢献しています。 

5-6

日本はどんな 取組をしているの？

違法伐採対策の法律として、
クリーンウッド法があります。

- 日本では2017年にクリーンウッド法[※]が施行されました。^{※「合法伐採木材等の流通及び野山の保全に関する法律」}
- クリーンウッド法では違法伐採を抑制するために、合法性が確認できた木材のみが流通する社会を目指します。
そのために、
 - ✓ 対象となる木材等や事業者の範囲
 - ✓ 事業者が行うべき義務
 - ✓ 事業者や国が取り組むべき措置
 - ✓ 登録制度
 などについて定めています。
- この取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図ります。



クリーンウッド法は どんな仕組み？

木材を取り扱う事業者が、
合法性が確認できた木材を
私たちに届けます。

クリーンウッド法の対象となるもの

木材



丸太、角材、合板集成材など

チップ、ペレットなど

家具



椅子、机、棚など

建材・建具



フローリング、戸など

紙・パルプ



コピー用紙、
トイレットペーパーなど

丸太や製材品、それらを原材料として加工した建材
や家具、木製品、さらにコピー用紙など、どれもみな
さんの暮らしに欠かせないものばかりです。

7

クリーンウッド法について もっと知りたい！

林野庁 HP「クリーンウッド・ナビ」
にはクリーンウッド法に関する
情報が満載です！

クリーンウッド・ナビには

- クリーンウッド法が制定された背景や制度解説
 - 様々な国・地域の法律や制度
 - 登録木材関連事業者のデータベース等
- クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



<https://www.sinyu.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

登録できる事業者

登録木材関連事業者

クリーンウッド法に基づき、取
り扱う木材等について合法伐採
木材等の利用を確保するための
措置を適切かつ確実に実施する
木材関連事業者として登録を受
けている者です。

登録できる登録木材関連
事業者は、木材の木材製品等に
記入しよ。



林野庁

林野庁木材利用課 2025年4月1日現在